

～団体交渉～ ピックアップ!

労使間の取扱いに関する協約について

NO. 9
2022年9月27日

JR東労働組合【業務部】
発行責任者
松下 明

申3号「労使間の取扱いに関する協約」についての緊急申し入れについて団体交渉を行う。

概要

2022年9月27日、申3号「労使間の取扱いに関する協約」についての緊急申し入れについての団体交渉を行いました。

第1項では、組合から、「前提として、組織再編における名称変更における一部改正については異存ないこと。しかし、車両関係のみ団体交渉を行う機関を変更することは運用を変更することであり、書面も出さない説明では不明瞭である」と指摘しました。会社は「今回の組織再編で車両関係が本部に集約するので権限移譲が行われる。責任ある対応をするために権限がある会社機関で交渉など対応していく」考えを示しました。

第2項では、組合から、「そもそも労使間の取扱いに関する内容について、重要な事項であるから書面などで丁寧に説明するべきであり提案すること」を求めました。会社は「説明を丁寧にすべきだったという主張は受け止めるが、協約の改訂については説明し、疑問点などを申し入れなどで交渉することになる」という考えを示しました。

■主な議論は以下のとおりです。

【第1項】労使間協議委員の運用については従来通り取り扱うこと。

《回答》労使間の取扱いに関する協約（令和3年10月1日締結）に則り取り扱うこととなる。

《組合》	《会社》
<input type="checkbox"/> 前提として、組織再編における名称変更における一部改正について異存はない。しかし、車両関係のみ団体交渉を行う機関を変更することは運用を変更することであり、書面も示さないのは不明瞭である。	<input checked="" type="checkbox"/> 運用について説明を行ってきた。組合側に不利益を与えるものではないと考えている。今後も協約に則り行うことに変わりはない。疑問などあれば説明していく。
<input type="checkbox"/> 今回前段で説明があったが、会社としての取扱いについて説明していただきたい。	<input checked="" type="checkbox"/> 組織再編後の取扱いとして基本的な考え方として、10月1日から車両関係の業務と権限が大宮と長野は首都圏本部に、秋田は東北本部に移譲される。責任を持った提案や交渉を行うために対応していく必要がある。今後、例えば「高崎車両センターにおける提案については、高崎支社が高崎地本に行うのではなく、首都圏本部が東京地本に行うこととなる」その中で、組合側から「東京地本では対応しかねる。高崎地本で対応してもらいたい」と申し述べられればそのように対応していくということである。
<input type="checkbox"/> 今回、車両関係のみと言われているが、それ以外はあるのか。	<input checked="" type="checkbox"/> 車両関係のみである。
<input type="checkbox"/> 私たちの受け止めは、団体交渉の窓口を変更していくという認識であるが。	<input checked="" type="checkbox"/> 何かを変更するというよりも、組織再編における車両業務の権限移譲であり、会社として対応できる形を取るためである。また、労組法上定められ

	ていることから、どの地本から出されたから物を申すということはない。
□ 経営協議会や苦情処理、簡易苦情処理などの対応に変更はないのか。	■ 今回の説明では、あくまで団体交渉についてであり、労組法上における部分となる。経営協議会や苦情処理、簡易苦情処理については、会社は権限のある機関で、組合側については組合が定めた機関で対応となる。
□ 現在東京地本が「横浜支社、東京支社、大宮支社」を管轄している。団体交渉は東京地本と各3支社とで行えるのか。	■ 協約上、またこれまでの状況から、1支社1地本という考えがあるのは事実である。しかし、そうでなければいけないということではない。その中で、東京地本が3支社を跨いで管轄しているということは認識していない。結成通知や労使間協議委員の名簿のやり取りをすればできなくはないが。
□ 2021年6月の横浜支社での相模線におけるワンマン提案について、当時は「結成通知や労使間協議委員の名簿のやり取り」などをすれば東京地本と横浜支社とで交渉できるなど言われていなかった。	■ 当時で言えば、本社として本部と交渉することは出来ると申し述べたが。
□ 今回の議論で「結成通知や労使間協議委員の名簿のやり取り」によって団体交渉できることを知った。今後、そのようなやり方についても検討していく。	■ それについては、あくまで1対1というのがこれまでの流れとしてはあるが。そのようなことが提起されれば対応していくことにはなる。
□ 東京地本が横浜支社に申し入れすることができるのか。	■ 対応する機関がどこなのかを明確にしておくことが必要だと考えている。どこの地本に組合員がいるかを示していただければ労使間協議については対応することとなる。
□ 了解した。今後検討していく。組合としては、組合員のために団体交渉や苦情処理、簡易苦情処理などを行っているので、会社は対応すること。	■ 具体的な話があれば対応していく。
□ 我々としては、今まで通りの機関の形で対応していくが問題ないか。	■ 会社とすれば、どこが対応して下さいとは言えないので、組合側が示す機関と対応していく。
□ 労使間の取扱いに関する協約の改正などについて、今後も会社の組織再編などで改訂することもあると考えられるがどうか。	■ 情勢などスピードを上げて動いているので、会社もそれに合わせて様々な対応をしなくてはならない。今後も改訂などあれば示していく。
【第2項】 労使間の取扱いに関する内容については提案すること。	
◀回答▶ 具体的な提起があれば、労使間の取扱いに関する協約（令和3年10月1日締結）に則り取り扱うこととなる。	
□ 協約の名称変更について会社として提案するべきではないか。口頭説明だけでは不明瞭である。我々としては団体交渉で公にするべきだと考え申し入れを行った。	■ 協約の締結については、3年ごとに見直しまたは継続となる。変更の場合は1か月前までに示す形となり、その後交渉など行っていく形を取るようになる。今回一部改訂となるが、前段で説明をした。今後、丁寧に説明するためには書面などを用いて行うことも必要だと考えている。
□ 提案をするのかしないのかの判断は何か。	■ 体制や就業規則、労働条件、組織の形などの変更などは提案となる。
□ 協約の運用で解釈を変えて協約を逸脱して取り扱われてはいけぬ。示し方は会社として検討してもらおうが、書面などで分かりやすく説明するべきである。	■ 主張は受け止める。協約改訂の中で齟齬があつてはいけぬ。具体的な提起があれば示していく。